<b>&lt;国会議員関係政治団体</b>	·資金管理団体用〉
-----------------------	-----------

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 ら 年分

( かりがな) いり もまばせい いかざけん動かい 五輪清隆政治経済研究会

7852-8144

- 2 主たる事務所の所在地 長崎市女の都17目1444-13
- 3代表者の氏名 五輪清隆
- 4 会計責任者の氏名 五輪 幸子

チェックもれ注意

チェックもれ注意

支

寸

体

治

#### 活動区域の区分

政治団体の区分

他の政

- □ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

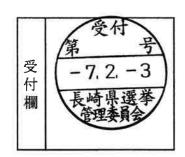
事務担当者

瑶 五輪幸子

話 095-844-9599

氏名

電話



資	金管	理団	体	の指	定の	)有無	Ę
---	----	----	---	----	----	-----	---

☑ 有

無(以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類長病市会議員 資金管理団体の 届出をした者の氏名 五輪 清隆

資金管理団体	の指定の期	期間
年	月	日から
年	月	日まで

#### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

政

 $\mathcal{O}$ 

公職の種類

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年月日から年月日まで

# 収支の状況

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入) -

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	 1,400,000
(前年からの繰越額)	 D
(本年の収入額)	 1,400,000
支 出 総 額	 1,400,000
翌年への繰越額	 0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	(1) 個人の負担する党費又は会費							
		H						
金	額	0						
員	数 (党費又は会費を納入した人の数)	0						

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	円 <b>0</b>	
(う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	6	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,400,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,400,000	記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ )	1,400,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分 政治団体			
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金` 額	年月日	住 (団体にあっては、主たる事	所 務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
長琦地本政治治動態会	™ 1,200,000	今前6年 1月15日	長崎市私本浦町1一		後田貴光	
近民民主党 长崎県第1四悠支部	200,000	净和64 3月30日	長琦市司部町7-6	Ś	西周含子	
					8	
				4		
			0		÷	
				2 <del>1</del>		
,						
この頁の小計	1,400,000		同一の者からの寄附で年間 5 寄附者(団体)ごとに記載す		ものについては、	
その他の寄附	Ď	(注2)	「その他の寄附」と「合計」	の欄は、個人	、法人その他の団体	
合 計	1,400,000		又は政治団体の「寄附者の図	≦分」ことに、:	取依の貝に記載すること。	

## (その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支		の総括		T			
		項	目	- 1		金額	備 考
l 経		常	経		費	円	
(1)	人		件		費	600,000	
(2)	光	熱	水		費	0	
(3)	備	<del>П</del> •	消耗	品	費	100,000	
(4)	事	務	所		費	D	
	小			計		700,000	記入もれ注意
2 政		治 活	i	動	費		
(1)	組	織	活	動	費	0	
(2)	選	—————— 挙	 関	——— 係	費	0	
(3)	機	関紙誌の発行	行その個	上の事	業費	0	記入もれ注意 アナイ+ウ+コ
	ア	機関紙誌	の発行	亍 事 第	<b>養</b>	0	
	1	宣 伝	事 美	業	† -	0	
	ウ	政治資金パー	ーティー	開催事業	<b>美費</b>	0	
5	五	その他	の事	業	ť	0	
(4)	調	 査	研	——— 究	 費	0	
(5)	寄	附·	交	付	金	700,000	
(6)	そ	の他	の	経	費	D	
	小			 計		700,000	記入もれ注意
	合	-		———— 計		1,400,000	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、 併せて(その16)の添付が必要です。

Ц

(その14)

## ↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

	(2)	経常	経費	人人	件費を除く。)	の内訳		項目別区分	光熱水費	備品・消耗品費   事務所費	
支	出	の	目	的	金	額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
							円				
				-		_					
									- Oran -		
		-			<u> </u>						
									<del></del>		
			-							8	
		頁の				. A		ma A	(注1)国会議員関係政治 団体は1件5万円	団体は1件1万円超の支出、資金管理 以上の支出について記載すること。	
	合	他の	)  計			0,00			(注2)「その他の支出」	と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 後の頁に記載すること。	

(その15)

( ( 0)13)								
(3) <b>政治活動費</b> の内訳		項目別区分	寄附·交付金	(寄附	)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
寄附	700.00 <b>0</b>	今和6 <del>个</del> 2月1日	五輪情隆後援会	長崎市女の都1J目1444-13				
		2						
				9				
			-					
	¥							
この頁の小計	700,000	_	(注1)国会議員関係政治 団体は1件5万円」	団体は1件1万円超の支出、資金管理 以上の支出について記載すること。				
その他の支出	0		(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」					
合 計	700,000	4	の項目ごとに、最初	後の頁に記載すること。	J			

1

(その17)

# 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無									
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備考						
ア土地		V							
イ建物		Ø							
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V							
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V	9						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		V							
力 金 銭 信 託		Image: Control of the							
キ 有 価 証 券									
ク 出 資 に よ る 権 利		Ď							
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		D							
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		Ď							
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V							
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V							

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

## 宣誓書

### 添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 上 月 3 日 記入もれ注意

政治団体の名称

五輪清隆政治和経済研究会

会計責任者の氏名

五輪幸子



(代表者の氏名

(印))

### (備考)

## 代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。